

第一庁舎地下食事・休憩スペース及び第二庁舎 2 階における
弁当販売業者募集要項(第 14期)

令和6年(2024 年)5月7日
一般財団法人 豊中市職員厚生会

一般財団法人 豊中市職員厚生会(以下、「職員厚生会」という。)では令和6年(2024 年)7月1日
から豊中市職員等に対する弁当販売事業を実施するにあたり弁当販売業者(以下、「業者」という。)の
募集を行っています。

つきましては、下記の事項を確認いただき、弁当販売を希望される業者(豊中市内に店舗があり、食
品衛生法に基づく営業許可証をもち、品質表示記載シールを貼付した弁当を販売できる業者に限る)は、
職員厚生会までご連絡をお願いします。

記

1.販売期間

第 14期 令和6年(2024 年)7月1日～12月27日(6 か月間)

2.販売時間

11:45～12:45 ただし 12:45 以降の販売も可能。

(豊中市職員の昼休み時間は原則 12:00～12:45 となっています。)

3.販売日

原則、土日を除くいずれかの曜日に毎週販売いただきます。(祝日等の閉庁日は除きます。)

ただし、申込業者数が多数の場合は職員厚生会にて販売日を調整させていただきます。

4.販売場所

豊中市役所 第一庁舎地下 食事・休憩スペース内の職員厚生会が定める場所

豊中市役所 第二庁舎 2 階の職員厚生会が定める場所

5.販売対象者

豊中市職員のほか、市民等についても広く対象とします。

6.販売方法

11:45 までに弁当等を販売場所に搬入いただき、担当者の方が直接販売してください。

1日に販売する業者の数は、第一庁舎地下食事・休憩スペースでは 1 者または 2 者で、第二庁舎 2 階
では 1 者とします。なお、多数の業者から販売の申出があった場合は、販売場所や曜日について、弁
当の納入予定数や販売の実績等を踏まえながら職員厚生会にて調整させていただきます。

7.販売品目

お茶、味噌汁等も販売いただけます。ただし、500 円程度の弁当の販売は必須とさせていただきます。

※弁当販売場所での調理行為は認められませんので、お茶は紙パック、ペットボトル、缶など、味噌汁はパック(個包装されている味噌と具)とカップを職員が別の場所でお湯を注ぐタイプのものであれば販売可能です。

※カレーや生もの、加熱が不十分なものについては、衛生管理上取り扱いが難しいため販売を禁止します。

8.一日あたりの販売個数

【第一庁舎地下食事・休憩スペース】

1 者での販売を希望する場合は、1 日につき 500 円程度の弁当を 80 食程度用意すること。

(2 者での販売を希望する場合は、同 30 食程度とします。)

【第二庁舎 2 階】

1 日につき 500 円程度の弁当を 30 食程度用意すること

9. 弁当販売の周知について

職員厚生会から豊中市役所の庁内ネットワークや回覧文書により、豊中市職員等へ周知を行います。

10.販売の申込方法

販売を希望する業者に説明会(面談)を実施します。

販売を希望する業者は、「**第 14 期弁当販売希望表**」を職員厚生会宛に提出してください。

(FAX、郵送可)令和6年(2024年)5月17日(金)17時〆切(職員厚生会必着)とします。

説明会の日時は担当者様へ電話でご連絡します。

説明会にて申込書をお渡しします。

申込に必要な書類 ①申込書②食品衛生法に基づく営業許可証の写し

③販売弁当等に貼付する食品表示シール

提出期限:令和6年(2024年)6月7日(金)17時〆切(職員厚生会必着)

※②③について不明な点があれば 豊中市保健所健康医療部 健康危機対策課 食品衛生係

電話:06-6152-7320 まであらかじめ、ご相談ください。

11. 販売申込者の要件

① 豊中市内に店舗があること。

② 食品衛生法に基づく適正な営業許可証の交付を受けていること。

(※自店舗以外で弁当を販売することが可能な許可を受けていること。)

③ 適切な食品表示シールを貼付した弁当等を販売できること。

④ 職員厚生会が豊中市暴力団排除条例(以下、「同条例」という。)を踏まえ、職員厚生会の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約ほか、各種取引から排除していることを承知し、同条例施行規則第2条各号に掲げるもののいずれにも該当しないこと。

⑤ 納税の義務を果たし、各種税等に滞納がないこと。

⑥ 上記内容に違反しているにも関わらず、申込みを行った場合は、豊中市役所内で弁当等の販売ができなくなること、また、今後の申込について受け付けされないことを承知すること。

12.販売の条件

- ① 各販売場所に1名以上の販売担当者を配置して販売を行うこと。
- ② 期限管理や温度管理など、衛生面には細心の注意を払うこと。
- ③ 弁当等に適切な食品表示シールを貼付して販売すること。
- ④ 販売に関しては、職員厚生会の指示に従うこと。
- ⑤ 販売終了後、職員厚生会に遅滞なく搬入個数と売上個数の報告を行うこと。
- ⑥ 売れ残りはその場で廃棄せず、持ち帰ること。
※売れ残った弁当等について職員厚生会は一切の責任を負いません。
- ⑦ 弁当販売及び市民の方が食事をすることで生じるごみは、回収用の袋を準備し持ち帰ること。
- ⑧ なお、弁当販売を実施した結果、接遇等が著しく不評であった場合、あるいは職員厚生会の指示にしたがっていただけない場合は、販売をおことわりすることがあります。
- ⑨ 弁当販売前に職員厚生会が設置している電子レンジの清掃を行うこと。

13.必要経費

なし(今後手数料をいただく場合があります)

14.トラブル時の対応

あくまでも一般的な弁当販売となるため、弁当購入者に対する損害について職員厚生会は責任を負いかねます。万一、弁当販売に関し、弁当購入者あるいは第三者に故意または過失による損害を与えたときは、販売を行う業者がこれを賠償する責を負うものとします。

15.災害時対応

販売を行う業者には、豊中市の災害対策のために実施する各種活動に必要な食糧確保に可能な限り協力していただきます。

問い合わせ先

名 称 : 一般財団法人 豊中市職員厚生会

住 所 : 豊中市中桜塚3-1-1

電話番号 : 06-6858-2023

FAX番号 : 06-6846-6177

(参考) 豊中市暴力団排除条例 (抜粋)

第7条 市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）並びに次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。

(1) 下請負人（公共工事等に係る全ての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）

(2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。

(2) 公共工事等及び売払い等に係る入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。

(3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。

(4) 公共工事等及び売払い等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置

(5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約相手方としないこと。

(6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること。

(7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 市長は、前項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる措置を講じるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

(参考) 豊中市暴力団排除条例施行規則 (抜粋)

第2条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益等の供与」という。）をした者

(3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益等の供与をした者

(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等（条例第2条第5号に規定する公共工事等という。）に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者